



2015年7月9日(木)

# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル4F

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル6F

TEL: 052-222-1600 FAX: 052-222-1611

Email: [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

## キャリアアップ助成金

### 正規雇用への転換等

キャリアアップ助成金は有期契約労働者等の非正規雇用労働者の企業内キャリアアップを促進し、正規雇用への転換や人材育成、処遇改善等の取り組みを実施した場合に助成されるものです。

#### 正規雇用等転換コース

就業規則又は労働契約、これに準じるものに規定した制度に基づき、契約社員、パート労働者、派遣労働者などを正規雇用又は無期雇用に転換もしくは直接雇用した場合に支給されます。**支給要件は下記の通り。**

- ① 次のア～ウのいずれかの該当者
  - ア、支給対象事業主に雇用され6ヶ月以上有期契約労働者又は無期雇用労働者である
  - イ、同一業務について6ヶ月以上の期間継続して労働者派遣を受け入れている派遣先の事業所、その他派遣就業場所において当該同一の業務に従事している派遣労働者
  - ウ、支給対象事業主が実施した有期実習型訓練を受講し、修了した有期契約労働者等
- ② 正規雇用労働者として雇用する事を約して雇い入れられた有期契約労働者
- ③ 次に該当する労働者でない事

正規雇用労働者に転換又は直接雇用される場合や無期雇用者に転換又は直接雇用される場合に、当該転換日又は直接雇用日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事

業所において正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員又は無期雇用労働者として雇用された事がある者

④ 支給申請日において離職していない者

#### 支給額 (中小企業の場合)

- ア、有期⇒正規雇用 1人当たり 50万円
- イ、有期⇒無期雇用 1人当たり 20万円
- ウ、無期⇒正規雇用 1人当たり 30万円
- 派遣労働者の正規雇用加算金 30万円
- 母子家庭母等の転換加算金 アの場合 1人当たり 10万円 イとウの場合 5万円

#### 手続きの流れ

- ① キャリアアップ計画の作成、提出
- ② 就業規則等に転換制度を規定する
- ③ 転換や直接雇用に際し規定した試験を実施、正規雇用への転換、直接雇用の実施
- ④ 転換後6ヶ月分の賃金支払後支給申請  
6ヶ月分の賃金支給(時間外手当も含む)  
した翌日から起算し2ヶ月以内に支給申請  
この他、支給には事業主要件もあります  
ので事前確認しておきましょう。



人材育成コース  
で教育訓練した  
後に正規雇用す  
るとどちらも受  
給できます